

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律施行規則」の改正について

（L P ガスの商慣行是正に向けた制度改革）

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」は、本年 4 月 2 日、L P ガスの商慣行の是正を目的に改正されました。

改正事項のうち、「過大な営業行為の制限」及び「L P ガス料金等の情報提供」については既に施行されていますが、消費者に不透明なかたちでL P ガスとは関係ない費用等がL P ガス料金として上乗せ回収されている現状を是正するための「三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）」については、令和 7(2025)年 4 月 2 日に施行されます。

詳しくはこちらのサイトでご確認ください。

【北海道経済部資源エネルギー局資源エネルギー課HP】

北海道公式HP → 経済部 → 資源エネルギー局資源エネルギー課

「L P ガスの商慣行是正に向けた制度の改正について」

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/207566.html>